沖縄県の契約に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、県契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかに するとともに、県契約に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県契約に関 する施策を総合的に推進し、もって公共サービスの質の確保及び向上並びに地域経済の 活性化及び雇用の機会の創出に寄与することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 県契約 県が事業者と締結する売買、貸借、請負その他の契約(規則で定めるものを除く。)で、県が事業者からのその目的たる給付に対して対価を支払うものをいう。
 - (2) 事業者 県と県契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
 - (3) 事業者等 事業者及びその下請負人をいう。

(基本理念)

第3条 県契約は、その履行により提供されるサービスが県民の生活に密接に関連することに鑑み、その締結に至る過程における透明性及び公平性が確保されるとともに、事業者等の適正な利益が確保され、及び労働環境の整備が促進されるよう締結され、及び履行されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県契約 に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者等の責務)

- 第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、県契約の履行に携わる者として社会的な責任 を有していることを認識し、法令を遵守するとともに、県契約を適正に履行しなければ ならない。
- 2 事業者等は、基本理念にのっとり、県契約に関する施策に協力するよう努めなければ ならない。

(県の取組方針)

- 第6条 知事は、県契約に関する施策を実施するに当たって県が取り組むべき方針(以下 「取組方針」という。)を定めるものとする。
- 2 取組方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 県契約の締結に当たって取り組むべき事項
 - (2) 県契約の適正な履行の確保に関する基本的な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、県契約に関する施策を総合的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、取組方針を定めるに当たっては、沖縄県契約審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、取組方針を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、取組方針の変更について準用する。

(沖縄県契約審議会)

- 第7条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県契約審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、この条例に定めるもののほか、県契約に関する重要事項について、知事の 諮問に応じて答申し、又は建議することができる。
- 3 審議会は、委員8人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験のある者、労働者団体を代表する者及び経営者団体を代表する者の うちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。